

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定（更新）に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、更新の日付を令和6年8月21日として行った請求人に係る愛の手帳の交付（更新）決定処分のうち、都要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定4度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、3度への変更を求めるものと解される。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のように主張し、障害の度数を3度に変更することを求めている。

4度から3度にならなかったのではなっとくできない。

知能測定値②なのに手帳にがっぺいしょうがいときさいなっとくできない

ただ、数字、それ以外のびょうきではんていしている事

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 7月11日	諮問
令和7年 9月24日	審議（第104回第3部会）
令和7年10月29日	審議（第105回第3部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 要綱等の定め

- (1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所において、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者等は、愛の手帳交付申請書（以下「申請書」という。）に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上の場合には、心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条4項及び4条は、申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙1）及び被判定者が18歳以上である場合は都要綱別表4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

- (3) 都要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、同条1項の規定により障害の度数1度から4度までに該当すると認めたときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するとしている。

なお、総合判定基準表（別紙1）によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『中度』と判定され、またプロフィールがおおむね『3』程度のものに該当するもの」が3度（中度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『軽度』と判定され、またプロフィールがおおむね『4』程度のものに該当するもの」が4度（軽度）とされている。

- (4) 都要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。
- (5) 都要綱8条は、手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により知事に更新の申請をしなければならないとし、また、都要綱10条は8条の規定による手帳の更新については、3条、5条及び6条の規定を準用するとしている。

## 2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

### (1) 個別判定基準表によるプロフィール

心障センター所長は、請求人に対する面接等により得られた所見に基づき、おおむね下記アないしクのとおり判定していることが認められる。

#### ア 「知能測定値」について

鈴木ビネー改訂版知能検査による知能指数はIQ31と判定されており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね20～34」に相当する「2度」と記載されている。

ただし、心理学的所見において、「知的測定値は2度域であるが、現在の生活状況や面接時の様子との乖離が大きい。成人期以降に発症したアルコール依存症や精神症状、加齢等による影響が大きいと考えられ」と記載されている。

#### イ 「知的能力」について

面談記録票には「迷いながらも人に聞いて一人で来所」と記載があり、文字を含む視覚的手掛かりに基づいてある程度複雑な判断をすることができている。また、金銭に対して「安い物を買う 栄養バランスを考えるのは難しい」との記載があり、商品の値段を比較して可能な限り浪費しないよう自分なりに工夫ができている。以上のことから、個別判定基準表における「テレビ、新聞等のある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる。」に相当する「4度」と記載されている。

#### ウ 「職業能力」について

面接記録票には、「現在、就労継続支援B型通所中、封入作業などに従事」と記載があることから、個別判定基準表における「助言等があれば、単純作業が可能」に相当する「3度」と記載されている。

ただし、面接記録票には「調理・建築・土木関係を転々とする」との記載もあることから、本来は4度レベル（単純作業は可能であるが、時に助言等が必要）相当の職業能力を有していたと考えられ、成人期以降に発症したアルコール依存症や精神症状、加齢等の影響により、18歳以降に3度レベルに能力が低下したと推認される。

#### エ 「社会性」について

面談記録票には「面接には全体的に非協力的」「対人希求性はある。援助へのニーズも高いようだが、（中略）敵対的な態度をとってしまい、継続した関係性の構築が難しい」との記載があることから、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能」に相当する「3度」と記載されている。

#### オ 「意思疎通」について

個別面接票には「ぼんやりとした印象で覇気がない」との記載があるものの、判定当日は単独で来所し、面接での聴取の際には全て一人で陳述することができている。以上のことから、個別判定基準表における「日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通した意思疎通が可能」に相当する「4度」と記載されている。

#### カ 「身体的健康」について

診療情報提供書には傷病名として「アルコール依存症」「双極性感情障害」とあり、このために定期通院中で、抗酒剤や抗不安薬な

どが処方されている。また既往症として「アルコール性心筋症」「肺気腫」「不整脈」の記載がある。以上のことから、個別判定基準表における「特別の注意が必要」に相当する「3度」と記載されている。

キ 「日常行動」について

面接記録票には「孤独感が一番の困り事」「ストレスをためやすい」との記載があるが、自傷、他害等の問題行動に関する記載はない。以上のことから、個別判定基準表における「日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない」に相当する「4度」と記載されている。

ク 「基本的生活」について

面接記録票には「現在一人暮らし」「食事はコンビニで買ってくることが多い」との記載がある。また、排泄や着脱等も「自立」、「清潔感あり」との記載もある。以上のことから、個別判定基準表における「身辺生活の処理が可能」に相当する「4度」と記載されている。

ケ 以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目中4項目が4度（軽度）、4項目が3度（中度）、1項目が2度（重度）相当とされている。ただし、「3度」「2度」と判断された項目は、成人期以降に発症したアルコール依存症や精神症状、加齢等、知的障害以外の要因によるところが大きいと考えられる。

そうすると、上記各項目における障害の程度の判定は、面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、心障センターにおける専門的見地からの判断として合理性のあるものといえることができる。

(2) 医学的所見、心理学的所見、社会診断所見、合併障害

医学的所見欄には「軽度知的障害・アルコール依存症」と、心理学的所見欄には「CA57 MA4:11 IQ31（鈴木ビネー改訂版）」「知的測定値は2度域であるが、現在の生活状況や面接時の様子との乖離が大きい。成人期以降に発症したアルコール依存症や精神症状、加齢等による影響が大きいと考えられ、愛の手帳の程度は4度と判断。」と、社会診断所見欄には「引き続き、愛の手帳による支援を要する。」と、合併障害欄には「精神障害者保健福祉手帳3級」と、それぞれ記載されている。

### (3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『軽度』と判定され、またプロフィールがおおむね『4』程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定4度（軽度）であると判定するのが相当であり、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

### 3 請求人の主張について

請求人は、本件審査請求書等において、第3のとおり、知能測定値2であることや、愛の手帳に合併障害ありと記載されたことを挙げ、障害の度数を3度に変更することを求めている。

しかし、上記1・(2)及び(3)のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、知能測定値のみならず、他の7つの判定項目及びその程度並びに医学的・心理学的・社会診断所見など申請書及び判定書の内容を総合的に判断して決定されるものである。

また、上記1・(1)のとおり、愛の手帳は知的障害者の保護及び自立更生の援助を図るため、知的障害者に交付するものであり、精神障害者保健福祉手帳とは別の制度であって、愛の手帳における知的障害の程度の認定をするに際して、他の制度における障害の状態を加味することを求める定めもないことから、知的障害の程度の認定は、他の制度における障害等級の影響を受けるものではない。

そして、請求人の知的障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして「4度」と判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張は採用することができない。

### 4 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

山田攝子、青木淳一、澄川洋子

別紙 1 及び別紙 2 (略)